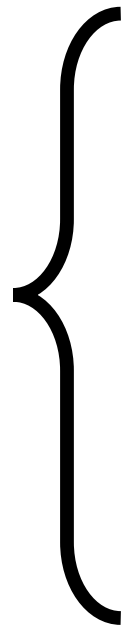


労働局から派遣会社への調査の種類

- 
- ① 定期調査
 - ② 労使協定点検
 - ③ 同一労働同一賃金調査

① 定期調査

「定期調査」とは、派遣契約書や就業条件明示書など、派遣の事業運営に係る一連の書類（派遣契約書や就業条件明示書等）が適正に作成されているか確認する調査をいいます。

主に派遣会社（派遣元）を調査し、不備があれば派遣会社を指導しますが、場合によっては派遣先（派遣労働者を受け入れている会社）も調査し、不備があれば派遣先も労働局から指導を受けることがあります。

② 労使協定点検

「労使協定点検」とは、派遣会社の約9割が採用している「労使協定」の内容が、法律に定められた基準で作成されているかを確認する調査です。

労使協定の内容が法律で定められた基準を下回っている場合は、労働局から「労使協定の再締結」とともに、「法律で定められた基準の賃金の支払い」を行うよう指導を受けます。

③ 同一労働同一賃金調査

「同一労働同一賃金調査」とは、「労使協定方式」または「派遣先均等均衡方式」による賃金の支払いが適正に行われているかを確認する調査です。

賃金台帳等も確認し、賃金の支払いが適正に行われていなければ、適正に賃金を支払うよう労働局から指導を受けます。